

(介 31)

平成 23 年 6 月 7 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕司

平成 23 年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助および
平成 23 年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金について

東日本大震災の被害に鑑み、今般、厚生労働省より被災県知事等宛に介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助および介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金について通知が发出されました。

1. 平成 23 年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助について

本補助金は、東日本大震災により被災した介護サービス等事業者等の事業再開に対する支援を図り、被災地における介護サービス等の確保を図るとともに、介護施設等の設置者に対し、非常用自家発電装置の設置に対する支援を行い、人工呼吸器等の機器を必要とする入所者の生命および健康の保持に資することを目的としております。

本補助金の交付対象は、①介護事業所・施設等復旧支援事業として、被災事業所等の事業再開に要する経費に補助金を財源の全部または一部として充てる事業、②介護施設等自家発電装置整備事業として、自家発電装置整備対象施設等の非常用自家発電装置の整備に要する経費に補助金を財源の全部または一部として充てる事業等とされております。

2. 平成 23 年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金について

本交付金は、その特別対策事業として実施されている、本年 2 月 24 日付 (介 26) 「「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料の送付について」にてお知らせいたしました「地域支え合い体制づくり事業」を拡充し、東日本大震災の被災地の救援および復興段階において避難所や仮設住宅等の高齢者・障害者等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくりの推進を図るための基金を造成し、当該基金を活用することを目的に、特定被災区域を有する県が行う事業に必要な経費等を交付の対象とした交付金であります。

今般、地域支え合い体制づくり事業において拡充された東日本大震災による被災者生活支援に係る事業といたしましては、仮設住宅や在宅等における、専門職種による相談・生活支援、介護・福祉サービス等の拠点づくりや、その他被災地の高齢者等の生活の復興に資すると認められる事業とされております。

なお、「平成 23 年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助」、「平成 23 年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金」の申請手続き等を含む詳細につきましては、別途都道府県行政より、今般の対象となる県医師会等に情報提供される予定となっております。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・平成 23 年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助について
(平 23. 5. 26 厚生労働省発老 0526 第 2 号 厚生労働事務次官 通知)
- ・介護施設等復旧支援事業費等国庫補助の協議について
(平 23. 5. 26 老発 0526 第 1 号 厚生労働省老健局長 通知)
- ・平成 23 年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について
(平 23. 5. 31 厚生労働省発老 0531 第 1 号 厚生労働事務次官 通知)
- ・平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について
(平 23. 5. 31 老発 0531 第 2 号 厚生労働省老健局長 通知)

以上

写

厚生労働省発老0526第2号
平成23年5月26日

青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事
福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事
千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、新潟県知事、山梨県知事
長野県知事、静岡県知事、青森市長、盛岡市長、仙台市長、秋田市長
郡山市長、いわき市長、宇都宮市長、前橋市長、高崎市長、さいたま市長
川越市長、千葉市長、船橋市長、柏市長、横浜市長、川崎市長
相模原市長、横須賀市長、新潟市長、静岡市長、浜松市長

殿

厚生労働事務次官

平成23年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成23年度介護施設等復旧支援事業費等国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成23年5月2日から適用することとされたので通知する。

(別紙)

平成23年度介護施設等復旧支援事業費等国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 介護施設等復旧支援事業費等国庫補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害並びに同年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震（以下「東日本大震災」という。）により被災した介護サービス等事業者等の事業再開に対する支援を図り、東日本大震災の被災地における介護サービス等の確保を図ること並びに介護施設等の設置者に対し、非常用自家発電装置の設置に対する支援を行い、介護施設等において人工呼吸器等の機器を必要とする入所者の生命及び健康の保持に資することを目的とする。

(定義)

- 3 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災県

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに別に定める都道府県をいう。

(2) 被災地方公共団体

被災県並びに被災県の管内の指定都市及び中核市（東日本大震災による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）又は被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用されたものに限る。）並びに別に定める指定都市及び中核市をいう。

(3) 被災事業所等

被災県の区域のうち、東日本大震災による災害に際し災害救助法又は被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域に設置される、次の表の第1欄に定める事業所及び施設等であって、同表の第2欄に掲げるもののうち、東日本大震災により、被災したものをいう。

1 事業所及び施設等	2 定義
訪問介護事業所	介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する訪問介護又は介護予防訪問介護を提供する事業所をいう。
訪問入浴介護事業所	法に規定する訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護を提供する事業所をいう。
訪問看護事業所	法に規定する訪問看護又は介護予防訪問看護を提供する事業所をいう。
訪問リハビリテーション事業所	法に規定する訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを提供する事業所をいう。
通所介護事業所	法に規定する通所介護又は介護予防通所介護を提供する事業所をいう。
通所リハビリテーション事業所	法に規定する通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを提供する事業所をいう。
短期入所生活介護事業所	法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供する事業所をいう。
短期入所療養介護事業所	法に規定する短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を提供する事業所をいう。
特定施設入居者生活介護事業所	法に規定する特定施設又は地域密着型特定施設をいう。
福祉用具貸与事業所	法に規定する福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与を提供する事業所をいう。
居宅介護支援事業所	法に規定する居宅介護支援を提供する事業所をいう。
夜間対応型訪問介護事業所	法に規定する夜間対応型訪問介護を提供する事業所をいう。
認知症対応型通所介護事業所	法に規定する認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を提供する事業所をいう。
小規模多機能型居宅介護事業所	法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する事業所をいう。
認知症対応型共同生活介護事業所	法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事業所をいう。

養護老人ホーム	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホームをいう。
特別養護老人ホーム	老人福祉法に規定する特別養護老人ホームをいう。
軽費老人ホーム	老人福祉法に規定する軽費老人ホームをいう。
介護老人保健施設	法に規定する介護老人保健施設をいう。
介護療養型医療施設	法に規定する介護療養型医療施設をいう。
地域包括支援センター	法に規定する地域包括支援センターをいう。

(4) 自家発電装置

計画停電時等において、人工呼吸器、酸素療法、喀痰吸引等の機器の作動に必要な電力を供給するための装置であり、既存施設内の余剰スペースに設置することが可能かつ施設の躯体に影響を与えず、専用の別棟の施工等を必要としないものをいう。

(5) 自家発電装置整備対象地方公共団体

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県（以下「自家発電装置整備対象都県」という。）並びに自家発電装置整備対象都県の管内の指定都市及び中核市をいう。

(6) 自家発電装置整備対象施設等

自家発電装置整備対象地方公共団体に区域に設置される、次の表の第1欄に定める施設であって、同表の第2欄に掲げるもの及び別に定める事業所及び施設をいう。

1 施設	2 定義
介護老人保健施設	法に規定する介護老人保健施設をいう。
養護老人ホーム	老人福祉法に規定する養護老人ホームをいう。
特別養護老人ホーム	老人福祉法に規定する特別養護老人ホームをいう。
軽費老人ホーム	老人福祉法に規定する軽費老人ホームをいう。

(交付の対象)

4 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 介護事業所・施設等復旧支援事業

介護事業所・施設等復旧支援事業は次に掲げる事業をいう。

ア 被災地方公共団体が設置する被災事業所等の事業再開に要する経費に補助金を財源の全部又は一部として充てる事業

イ 被災地方公共団体の区域内において被災事業所等を設置する市町村（指定都市又は中核市を除く。以下、4において同じ。）又は民間事業者に対し、その被災事業所等の事業再開に要する経費について、当該被災地方公共団体が補助する事業

(2) 介護施設等自家発電装置整備事業

ア 自家発電装置整備対象地方公共団体が設置する自家発電装置整備対象施設等の非常用自家発電装置の整備に要する経費に補助金を財源の一部として充てる事業

イ 自家発電装置整備対象地方公共団体の区域内において自家発電装置整備対象施設等を設置する市町村又は民間事業者に対し、非常用自家発電装置の整備に要する経費の一部について、当該自家発電装置整備対象地方公共団体が補助する事業

(交付の対象外費用)

5 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 介護事業所・施設等復旧支援事業

ア 高齢者に対する介護サービス等の提供に資することのないもの。

イ 東日本大震災により被災した被災事業所等の復旧と認められないもの。（当該備品購入が、効率的な介護サービス等の提供に資する場合を除く。）

ウ 福祉用具貸与事業所の備品のうち、その貸与により、法第40条に規定する介護給付又は法第52条に規定する介護予防給付の対象となるもの。

エ その他、復旧支援事業として適当と認められないもの。

(2) 介護施設等自家発電装置整備事業

ア 自家発電装置の設置に伴う建造物の改修（躯体に影響を与えない程度の軽微なものを除く。）及び車庫等の移設等に要するもの。

イ 燃料費等、自家発電装置の設置後、装置の稼働に要するもの。

ウ その他、整備事業として適当と認められないもの。

(交付額の算定方法)

6 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

(1) 介護事業所・施設等復旧支援事業

介護事業所・施設等復旧支援事業にかかる交付額は、被災事業所等を設置する被災地方公共団体、市町村又は民間事業者ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

ア 4の(1)のアの事業

(ア) 次の表の第1欄の区分に定める被災事業所等ごとの数に第2欄の基準額を乗じたものを合計した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ 4の(1)のイの事業

(ア) 次の表の第1欄の区分に定める被災事業所等ごとの数に第2欄の基準額を乗じたものを合計した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と、被災地方公共団体が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
訪問介護事業所	7,000千円	当該被災事業所等の事業再開に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（土地、建物に要する経費を除く。）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）
訪問入浴介護事業所	9,000千円	
訪問看護事業所	7,000千円	
訪問リハビリテーション事業所	7,000千円	
通所介護事業所	8,000千円	
通所リハビリテーション事業所	6,000千円	
短期入所生活介護事業所	6,000千円	
短期入所療養介護事業所	4,500千円	
特定施設入居者生活介護事業所	6,500千円	
福祉用具貸与事業所	6,000千円	
居宅介護支援事業所	3,500千円	
夜間対応型訪問介護事業所	10,000千円	
認知症対応型通所介護事業所	8,000千円	
小規模多機能型居宅介護事業所	10,000千円	
認知症対応型共同生活介護事業所	7,000千円	
養護老人ホーム	6,500千円	
特別養護老人ホーム	6,500千円	
軽費老人ホーム	6,500千円	
介護老人保健施設	5,000千円	
介護療養型医療施設	5,000千円	
地域包括支援センター	4,500千円	

(2) 介護施設等自家発電装置整備事業

介護施設等自家発電装置整備事業にかかる交付額は、自家発電装置整備対象施設等を設置する自家発電装置整備対象地方公共団体、市町村又は民間事業者ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

ア 4の(2)のアの事業

(ア) 自家発電装置整備対象施設等の数に次の表の第1欄に定める基準額を乗じたものを合計した額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 4の(2)のイの事業

(ア) 自家発電装置整備対象施設等の数に次の表の第1欄に定める基準額を乗じたものを合計した額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と自家発電装置整備対象地方公共団体が補助した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
9,000千円	当該事業所及び施設等の自家発電装置の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）	2分の1

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 4の(1)及び(2)の事業の間における費用の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の10%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第

2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を怠らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体に限る。）に交付する場合には、間接補助事業者に対し、（1）から（8）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、（1）から（4）及び（6）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（5）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。
- (11) 都道府県又は指定都市及び中核市は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体を除く。）に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア （1）から（7）に掲げる条件。この場合において、（1）から（4）及び（6）中「厚生労働大臣」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県知事」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合には「市長」と、「国庫」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市」と、（5）中「50万円」とあるのは、「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県知事の承認」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

ウ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式5により速やかに都道府県知事（指定都市又は中核市が補助を行う場合は市長。以下、この号において同じ。）に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本

社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県(指定都市又は中核市が補助を行う場合は市)に納付させることがある。

(12) (10)又は(11)により付した条件に基づき、都道府県知事又は指定都市の長若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(13) (10)又は(11)により付した条件に基づき、間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 厚生労働大臣は、8又は9に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付の決定(変更の決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成24年4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、平成24年4月30日までに、別紙様式4の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、6、8、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式 1

介護施設等復旧支援事業費等補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国		地方公共団体名										備考	
歳出予算科目	交付決定額 の 額 円	歳 入			歳 出								
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち国庫補助金相当額 円	支出済額 円	うち国庫補助金相当額 円	翌年度繰越額 円	うち国庫補助金相当額 円		
(項) 介護保険制度運営推進費													
(目) 介護施設等復旧支援事業費等補助金													

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもって附記すること。

別紙様式 2

号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長 印
中 核 市 の 長

平成 23 年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 所要額内訳 別紙（1）のとおり
- 4 事業計画 別紙（2）のとおり
- 5 都道府県（指定都市及び中核市）の歳入歳出予算（見込）書抄本

（注）変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付申請額の差額を記載すること。

介護施設等復旧支援事業費等補助金(介護事業所・施設等復旧支援事業)所要額内訳

(都道府県・指定都市・中核市名)

(単位:円)

No.	設置主体名 (都道府県・市町村 ・民間事業者等)	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出予定額 D	基準額 E	国庫補助 基本額 F	国庫補助 所要額 G	既交付決定額 H	差引額 I(G-H)	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
合 計											

(注1) E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

(注3) G欄には、F欄と同額を記入すること。

(注4) 本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

事業計画書（総括表）

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

概要	
----	--

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
訪問介護事業所		夜間対応型訪問介護事業所	
訪問入浴介護事業所		認知症対応型通所介護事業所	
訪問看護事業所		小規模多機能型居宅介護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		認知症対応型共同生活介護事業所	
通所介護事業所		養護老人ホーム	
通所リハビリテーション事業所		特別養護老人ホーム	
短期入所生活介護事業所		軽費老人ホーム	
短期入所療養介護事業所		介護老人保健施設	
特定施設入居者生活介護事業所		介護療養型医療施設	
福祉用具貸与事業所		地域包括支援センター	
居宅介護支援事業所			

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考
		別紙(3)－①のとおり	

※ 設置主体ごとに別紙(3)－①を作成し添付すること。

事業計画書(個票)

設置主体名	
-------	--

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
訪問介護事業所		夜間対応型訪問介護事業所	
訪問入浴介護事業所		認知症対応型通所介護事業所	
訪問看護事業所		小規模多機能型居宅介護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		認知症対応型共同生活介護事業所	
通所介護事業所		養護老人ホーム	
通所リハビリテーション事業所		特別養護老人ホーム	
短期入所生活介護事業所		軽費老人ホーム	
短期入所療養介護事業所		介護老人保健施設	
特定施設入居者生活介護事業所		介護療養型医療施設	
福祉用具貸与事業所		地域包括支援センター	
居宅介護支援事業所			

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

※1 設置主体ごとに作成した別紙(3)－①の事業箇所数及び対象経費の合計が、別紙(2)－①と一致すること。

※2 平成23年3月11日から平成23年3月31日までに支出した経費がある場合には、備考欄にその旨を記載するとともに、積算内訳において明確に区分すること。

介護施設等復旧支援事業費等補助金(介護施設等自家発電装置整備事業)所要額内訳

(都道府県・指定都市・中核市名)

(単位:円)

No.	設置主体名 (都道府県・市町村 ・民間事業者等)	総事業費 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出予定額 D	基準額 E	国庫補助 基本額 F	地方公共団体 補助額 G	国庫補助 所要額 H	既交付決定額 I	差引額 J(H-I)	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
合計												

(注1) E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を選定し、1/2を乗じて得た額を記入すること。

(注3) H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入すること。

(注4) 本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

事業計画書(総括表)

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

○ 介護施設等自家発電装置整備事業

概要	
----	--

事業種別	箇所数
介護老人保健施設	
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
その他	

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考
		別紙(3)-②のとおり	

※ 設置主体ごとに別紙(3)-②を作成し添付すること。

事業計画書(個票)

設置主体名	
-------	--

○ 介護施設等自家発電装置整備事業

事業種別	箇所数
介護老人保健施設	
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
その他	

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

※1 設置主体ごとに作成した別紙(3)-②の事業箇所数及び対象経費の合計が、別紙(2)-②と一致すること。

※2 平成23年3月11日から平成23年3月31日までに支出した経費がある場合には、備考欄にその旨を記載するとともに、積算内訳において明確に区分すること。

別紙様式 3

号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長 印
中 核 市 の 長

平成 23 年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の事業実績報告書について

平成 年 月 日厚生労働省老発 第 号で交付決定を受けた平成 23 年度介護施設等復旧支援事業費等補助金に係る事業実績については、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助金精算額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 精算額内訳 別紙（1）のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙（2）のとおり
- 5 都道府県（指定都市及び中核市）の歳入歳出予算書抄本

介護施設等復旧支援事業費等補助金(介護事業所・施設等復旧支援事業)精算額内訳

(都道府県・指定都市・中核市名)

(単位:円)

No.	設置主体名 (都道府県・市町村 ・民間事業者等)	総事業費 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出額 D	基準額 E	国庫補助 基本額 F	国庫補助 所要額 G	国庫補助 交付決定額 H	国庫補助 受入済額 I	差引過不足額 J(H-G)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
合計											

(注1) E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

(注3) G欄には、F欄と同額を記入すること。

(注4) 本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

事業実績報告書(総括表)

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

概要	
----	--

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
訪問介護事業所		夜間対応型訪問介護事業所	
訪問入浴介護事業所		認知症対応型通所介護事業所	
訪問看護事業所		小規模多機能型居宅介護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		認知症対応型共同生活介護事業所	
通所介護事業所		養護老人ホーム	
通所リハビリテーション事業所		特別養護老人ホーム	
短期入所生活介護事業所		軽費老人ホーム	
短期入所療養介護事業所		介護老人保健施設	
特定施設入居者生活介護事業所		介護療養型医療施設	
福祉用具貸与事業所		地域包括支援センター	
居宅介護支援事業所			

対象経費区分	対象経費の支出額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考
		別紙(3)-①のとおり	

※ 設置主体ごとに別紙(3)-①を作成し添付すること。

事業実績報告書（個票）

設置主体名	
-------	--

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
訪問介護事業所		夜間対応型訪問介護事業所	
訪問入浴介護事業所		認知症対応型通所介護事業所	
訪問看護事業所		小規模多機能型居宅介護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		認知症対応型共同生活介護事業所	
通所介護事業所		養護老人ホーム	
通所リハビリテーション事業所		特別養護老人ホーム	
短期入所生活介護事業所		軽費老人ホーム	
短期入所療養介護事業所		介護老人保健施設	
特定施設入居者生活介護事業所		介護療養型医療施設	
福祉用具貸与事業所		地域包括支援センター	
居宅介護支援事業所			

対象経費区分	対象経費の支出額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

※1 設置主体ごとに作成した別紙(3)－①の事業箇所数及び対象経費の合計が、別紙(2)－①と一致すること。

※2 平成23年3月11日から平成23年3月31日までに支出した経費がある場合には、備考欄にその旨を記載するとともに、積算内訳において明確に区分すること。

介護施設等復旧支援事業費等補助金(介護施設等自家発電装置整備事業)精算額内訳

(都道府県・指定都市・中核市名)

(単位:円)

No.	設置主体名 (都道府県・市町村 ・民間事業者等)	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出額 D	基準額 E	国庫補助 基本額 F	地方公共団体 補助額 G	国庫補助 所要額 H	国庫補助 交付決定額 I	国庫補助 受入済額 J	差引過不足額 K(I-H)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
合 計												

(注1) E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を選定し、1/2を乗じて得た額を記入すること。

(注3) H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入すること。

(注4) 本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

事業実績報告書（総括表）

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

○ 介護施設等自家発電装置整備事業

概要	
----	--

事業種別	箇所数
介護老人保健施設	
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
その他	

対象経費区分	対象経費の支出額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考
		別紙(3)－②のとおり	

※ 設置主体ごとに別紙(3)－②を作成し添付すること。

事業実績報告書 (個票)

設置主体名	
-------	--

○ 介護施設等自家発電装置整備事業

事業種別	箇所数
介護老人保健施設	
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
その他	

対象経費区分	対象経費の支出額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

※1 設置主体ごとに作成した別紙(3)-②の事業箇所数及び対象経費の合計が、別紙(2)-②と一致すること。

※2 平成23年3月11日から平成23年3月31日までに支出した経費がある場合には、備考欄にその旨を記載するとともに、積算内訳において明確に区分すること。

別紙様式 4

号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長 印
中 核 市 の 長

繰越明許費繰越承認額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発老 第 号により交付決定があった介護施設
等復旧支援事業費等補助金について、交付要綱の 1 2 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 5 条に基づく額の確定額又は事業
実績報告額

金 円

- 2 繰越明許費繰越承認決定額

金 円

(注) 別添参考となる書類 (繰越明許費繰越決定通知書、繰越を必要とした理由等)

別紙様式 5

年 月 日 号

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長 殿
中 核 市 の 長

補助金事業者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日 号により交付決定があった介護施設等復旧支援事業費補助金について、交付要綱の7の(11)のウの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

写

老発0526第1号
平成23年5月26日

青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事
福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事
千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、新潟県知事、山梨県知事
長野県知事、静岡県知事、青森市長、盛岡市長、仙台市長、秋田市長
郡山市長、いわき市長、宇都宮市長、前橋市長、高崎市長、さいたま市長
川越市長、千葉市長、船橋市長、柏市長、横浜市長、川崎市長
相模原市長、横須賀市長、新潟市長、静岡市長、浜松市長

殿

厚生労働省老健局長

介護施設等復旧支援事業費等国庫補助の協議について

介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助については、「平成23年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助について」（平成23年5月26日厚生労働事務次官通知）の別紙「平成23年度介護施設等復旧支援事業費等国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により実施しているところであるが、今般、東日本大震災により被災した介護サービス等事業者の復旧支援及び非常用自家発電装置の計画的設置を円滑に実施するため、別紙1「介護事業所・施設等復旧支援事業費事務取扱要領」及び別紙2「介護施設等自家発電装置整備事業費事務取扱要領」を定めたので、了知の上、管内市町村及び民間事業者等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

介護事業所・施設等復旧支援事業費事務取扱要領

1 協議の対象事業

協議の対象となる事業は、交付要綱の4の(1)の「介護事業所・施設等復旧支援事業」（以下「本事業」という。）とする。

2 本事業の交付申請対象自治体について

本事業の交付申請を行うことができる自治体については、交付要綱3の(2)に規定する被災地方公共団体としているが、具体的には次の表のとおりである。

県	指定都市・中核市
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県	盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市、宇都宮市、千葉市、船橋市

3 被災事業所等の確認について

交付要綱の3の(3)の被災事業所等（以下「被災事業所等」という。）の確認については、必ずしも、現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書、廃車証明書又は事業所に備え付けている備品台帳等を提出させる等、適切な方法により被災状況の把握に努めること。

4 本事業における「事業再開」について

本事業の補助対象経費については、交付要綱4の(1)において、「事業再開に要する経費」としているが、「事業再開」の考え方については次のとおりであるので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたいこと。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する廃止の届出後の新規の事業開始、法に規定する休止の届出後の再開に限らず、当該届出が行われない単なる休業後の再開も含まれるほか、東日本大震災により被災して以降、継続的に又は一時的に事業を縮小しながら被災地で介護サービス等を提供している事業者等の、当該被災に係る復旧も含まれること。
- (2) 被災した事業所等と同種のサービスを実施することを想定しており、訪問介護事業所を廃止し、通所介護事業所を新規に実施することは、事業再開とは考えられないこと。

- (3) 原則として、被災時に所在していた都道府県（当該所在地が指定都市又は中核市の場合は当該指定都市又は中核市）内の同一地域であって、東日本大震災による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）又は被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用された市町村の区域で事業を実施することをもって、本事業にいう事業再開とし、この要件に合致する場合であれば、市町村をまたがる所在地移転をした場合も補助の対象となること。ただし、本事業は被災地の介護サービスの確保を目的としており、可能な限り、被災時に所在していた市町村内で事業再開をすることが望ましいと考えられること。
- (4) (3)に関わらず、被災地の実情に応じて、やむを得ない事情により、被災時に所在していた都道府県（当該所在地が指定都市又は中核市の場合は当該指定都市又は中核市）をまたがる移転をした場合も、本事業にいう事業再開として差し支えないこと。なお、この場合、当該事業所等に対する補助は移転先の自治体が行うこととし、移転元と移転先の自治体間で連携を図ること。
- (5) 被災地の介護サービス確保の推進のためには、事業所の統廃合又は拠点の増加等の有効性が期待される場合もあることから、必ずしも被災事業所等の数と、事業再開した事業所の数とが一致する必要はないこと。なお、本事業の国庫補助額については、事業再開した事業所数ではなく、被災事業所等の数に交付要綱に定める基準額を乗じた額としていること。

5 対象経費の実支出額について

本事業の対象経費については交付要綱の5の(1)及び6の(1)に定めているところであるが、次の点にも留意すること。

- (1) 対象経費の実支出額については、法人等の補助事業者単位で計算を行うこと。
- (2) 実支出額については、平成23年3月11日以降の支出額を計上して差し支えないこと。
- (3) 本通知の3による確認事項を踏まえ、適切な経費を計上すること。
- (4) 原則として、本事業は被災前の現状復旧を基本としており、本通知の3により把握した被災状況を勘案するとともに、交付要綱の5の(1)の趣旨を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、備品購入については、被災地における介護サービスの確保に資するものであれば、必ずしも同型同種のものを購入する必要はないこと。
- (5) 事業所等の借上経費については、補助の対象としていないが、事業所等の借上のための初度経費として、礼金及び事務手数料は補助の対象としていること。

6 協議書類等について

本事業の交付申請については、交付要綱の8により、別に定める期日までに厚生労働

大臣あて提出して行うものとしているが、事業の円滑な実施を図るため、次に定める期限までに厚生労働省老健局振興課長あて、次に定める協議書を事前に送付すること。なお、この協議に基づく内示については、平成23年8月末日までに、厚生労働省老健局振興課長より行うこととしていること。また、当該協議内容に変更があった際は、厚生労働省老健局振興課に適宜連絡を行うこと。

(1) 提出期限

第一次期限 平成23年6月30日(木) 必着

第二次期限 平成23年7月29日(金) 必着

(2) 協議書類

ア 別添1 介護事業所・施設等復旧支援事業所要見込額内訳書

イ 別添2 介護事業所・施設等復旧支援事業計画書

介護事業所・施設等復旧支援事業 所要見込額内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名)

(単位:円)

No.	設置主体名 (都道府県・市町村 ・民間事業者等)	総事業費 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出予定額 D	基準額 E	国庫補助 基本額 F	国庫補助 所要額 G
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合計								

(注1) E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注2) F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を記入すること。

(注3) G欄には、F欄と同額を記入すること。

(注4) 本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

(別紙1関係)別添2-①

介護事業所・施設等復旧支援事業 事業計画書(総括表)

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

概要	
----	--

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
訪問介護事業所		夜間対応型訪問介護事業所	
訪問入浴介護事業所		認知症対応型通所介護事業所	
訪問看護事業所		小規模多機能型居宅介護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		認知症対応型共同生活介護事業所	
通所介護事業所		養護老人ホーム	
通所リハビリテーション事業所		特別養護老人ホーム	
短期入所生活介護事業所		軽費老人ホーム	
短期入所療養介護事業所		介護老人保健施設	
特定施設入居者生活介護事業所		介護療養型医療施設	
福祉用具貸与事業所		地域包括支援センター	
居宅介護支援事業所			

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考
		別添2-②のとおり	

※ 設置主体ごとに別添2-②を作成し添付すること。

介護事業所・施設等復旧支援事業 事業計画書(個票)

設置主体名	
-------	--

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
訪問介護事業所		夜間対応型訪問介護事業所	
訪問入浴介護事業所		認知症対応型通所介護事業所	
訪問看護事業所		小規模多機能型居宅介護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		認知症対応型共同生活介護事業所	
通所介護事業所		養護老人ホーム	
通所リハビリテーション事業所		特別養護老人ホーム	
短期入所生活介護事業所		軽費老人ホーム	
短期入所療養介護事業所		介護老人保健施設	
特定施設入居者生活介護事業所		介護療養型医療施設	
福祉用具貸与事業所		地域包括支援センター	
居宅介護支援事業所			

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

※1 設置主体ごとに作成した別添2-②の事業箇所数及び対象経費の合計が、別添2-①と一致すること。

※2 平成23年3月11日から平成23年3月31日までに支出した経費がある場合には、備考欄にその旨を記載するとともに、積算内訳において明確に区分すること。

介護施設等自家発電装置整備事業費事務取扱要領

1 協議の対象事業

協議の対象となる事業は、交付要綱の4の(2)の「介護施設等自家発電装置整備事業」(以下「本事業」という。)とする。

2 本事業の交付申請対象自治体について

本事業の交付申請を行うことができる自治体については、交付要綱3の(5)に規定する被災地方公共団体としているが、具体的には次の表のとおりである。

県	指定都市・中核市
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川崎市、千葉市、船橋市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、静岡市、浜松市

3 自家発電装置整備対象施設等の確認について

交付要綱の3の(6)の自家発電装置整備対象施設等(以下「自家発電装置整備対象施設等」という。)の確認については、必ずしも、現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、施設が被災している場合の当該施設の事業実施状況、人工呼吸器等の機器を必要とする者の入所状況、既存の自家発電装置を含む非常用電源の保有状況等について、整備の必要性の把握に努めること。

4 本事業における「非常用自家発電装置の整備」について

本事業の補助対象経費については、交付要綱4の(2)において、「非常用自家発電装置の整備に要する経費」としているが、「非常用自家発電装置の整備」の考え方については次のとおりであるので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたいこと。

- (1) 本事業は計画停電等の際、人工呼吸器等の機器の稼働に必要な電力を確保することを想定しており、施設における通常電力の消費量を減らすことを目的として自家発電装置を設置することは、本事業にいう「非常用」とは考えられないこと。
- (2) 原則として、本事業において整備する自家発電装置により得られる電力は、人工呼吸器等の機器の稼働に必要十分な量とすること。しかしながら、必要十分な発電量を

満たした上で余剰電力が生じた場合においては、人工呼吸器等以外の機器の稼働に用いることを必ずしも妨げるものではない。ただし、その場合においても、「非常用」とは考えられない不要不急の機器の稼働等、事業外目的の使用とならないよう留意すること。

- (3) なお、計画停電等の際、当該施設が所在する近隣の事業所等において自家発電装置が未整備又は故障している等の理由から、緊急上の必要に応じそれらの事業所等に対し電力供給を行う場合にあっては、本事業の趣旨に照らし差し支えないこと。

5 対象経費の実支出額について

本事業の対象経費については交付要綱の5の(2)及び6の(2)に定めるところであるが、次の点にも留意すること。

- (1) 対象経費の実支出額については、法人等の補助事業者単位で計算を行うこと。
- (2) 実支出額については、平成23年3月11日以降の支出額を計上して差し支えないこと。
- (3) 本通知の3による確認事項を踏まえ、適切な経費を計上すること。
- (4) 原則として、本事業は介護施設等の電力確保を基本としており、本通知の3により把握した整備の必要性を勘案するとともに、交付要綱の5の(2)の趣旨を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、自家発電装置の購入については、人工呼吸器等の稼働に必要な電力確保が可能なものであれば、必ずしも同型同種のものを購入する必要はないこと。ただし、電源車及び車両のバッテリーの購入については、その用途が事業の趣旨の沿ったものであっても、本事業にいう「自家発電装置」とは認められないので、留意すること。

6 協議書類について

本事業の交付申請については、交付要綱の8により、別に定める期日までに厚生労働大臣あて提出して行うものとしているが、事業の円滑な実施を図るため、次に定める期限までに厚生労働省老健局老人保健課長あて、次に定める協議書を事前に送付すること。なお、この協議に基づく内示については、平成23年8月末日までに、厚生労働省老健局老人保健課長より行うこととしていること。また、当該協議内容に変更があった際は、厚生労働省老健局老人保健課に適宜連絡を行うこと。

(1) 提出期限

第一次期限 平成23年6月30日(木) 必着

第二次期限 平成23年7月29日(金) 必着

(2) 協議書類

ア 別添1 介護施設等自家発電装置整備事業所要見込額内訳書

イ 別添2 介護施設等自家発電装置整備事業計画書

介護施設等自家発電装置整備事業 所要見込額内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名)

(単位:円)

No.	設置主体名 (都道府県・市町村 ・民間事業者等)	総事業費 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費 実支出予定額 D	基準額 E	国庫補助 基本額 F	地方公共団体 補助額 G	国庫補助 所要額 H
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
合 計									

(注1)E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注2)F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も低い額を選定し、1/2を乗じて得た額を記入すること。

(注3)H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入すること。

(注4)本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

(別紙2関係)別添2-①

介護施設等自家発電装置整備事業 事業計画書(総括表)

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

○ 介護施設等自家発電装置整備事業

概要	
----	--

事業種別	箇所数
介護老人保健施設	
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
その他	

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考
		別添2-②のとおり	

※ 設置主体ごとに別添2-②を作成し添付すること。

(別紙2関係)別添2-②

No.

介護施設等自家発電装置整備事業 事業計画書(個票)

設置主体名	<input type="text"/>
-------	----------------------

○ 介護施設等自家発電装置整備事業

事業種別	箇所数
介護老人保健施設	<input type="text"/>
養護老人ホーム	<input type="text"/>
特別養護老人ホーム	<input type="text"/>
軽費老人ホーム	<input type="text"/>
その他	<input type="text"/>

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※1 設置主体ごとに作成した別添2-②の事業箇所数及び対象経費の合計が、別添2-①と一致すること。

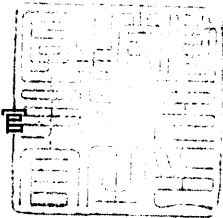
※2 平成23年3月11日から平成23年3月31日までに支出した経費がある場合には、備考欄にその旨を記載するとともに、積算内訳において明確に区分すること。



厚生労働省発老0531第1号
平成23年5月31日

青森県知事 殿
岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
福島県知事 殿
茨城県知事 殿
栃木県知事 殿
千葉県知事 殿
新潟県知事 殿
長野県知事 殿

厚生労働事務次官



平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金交付要綱」により行うこととされ、平成23年5月2日から適用することとされたので通知する。

平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金交付要綱

(通則)

- 1 介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地の救援及び復興段階において避難所や仮設住宅等の高齢者・障害者等に対して必要となる取組みの推進を図るための基金を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、別に定める「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づく基金事業のうち、地域支え合い体制づくり事業を拡充し運営要綱別記2の2（4）の事業を行うため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域を有する県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次により算定された額と運営要領に定める地域支え合い体制づくり事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額の合計から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る特定被災区域を有する県を対象として、当該県の避難者数（平成23年5月2日現在（消防庁災害対策本部発表資料））に基づき、下表により算定するものとする。

避難者数	交付額
1万人以上	2,000,000千円
50人以上1万人未満	200,000千円
50人未満	140,290千円

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 県は、事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 県は、事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 県は、事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 県は、事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
 - (5) 県は、交付金と基金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (6) 県は、善良な管理者の注意をもって基金を管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
 - (7) 県は、毎年度別に定めるところにより、基金執行状況等報告書を厚生労働大臣に提出するとともに公表しなければならない。
 - (8) 県は、基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额(運用益相当分を含む。)を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
 - (9) 県は、基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を、平成23年6月17日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、6に定める申請手続に従い、平成24年1月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

- 9 この交付金の事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した

日から起算して1か月を経過した日)又は平成24年6月30日のいずれか早い日まで
に別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 10 特別の事情により、4、6、7及び9に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成23年度介護支援体制等臨時特例交付金
の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (2) その他参考となる書類

(注) 変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1、申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付申請額の差額を記載すること。

基金造成経費所要額調査書

区 分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額) 円
(1) 地域支え合い体制づくり 事業分					
合 計					

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合 計 額		

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成23年度介護支援体制等臨時特例交付金
の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
 - (3) その他参考となる書類

別紙1

基金造成経費精算書

区 分	基金造成に要 する経費の実 支出額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合 計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較 して少ない方 の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引過(△) 不足額 (H)(G-E) 円
(1) 地域支え合い体制づく り事業分								
合 計								

別紙2

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		(円)		
合 計 額				

(別紙様式3)

平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金調書

平成23年度 厚生労働省所管

(都道府県)

国			都道府県							備考	
歳出予算科目	交付の 決定額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 交付金 相当額	支出済額		うち 交付金 相当額
	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
(項)介護保険制度運営推進費											
(目)介護支援体制緊急整備等 臨時特例交付金											

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

参考（改正後全文）
老発0820第5号
平成21年8月20日

老発1222第2号
平成22年12月22日

最 終 改 正
老発0531第2号
平成23年5月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省老健局長

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について

標記の交付金の交付については、「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付について」（平成21年7月1日厚生労働省発老0701第19号厚生労働省事務次官通知）の別紙「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金交付要綱」をもって通知したところであるが、当該交付金によって造成された基金の運営については別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という）を定め、平成21年5月29日より適用することとしたので通知する。

別紙

介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領

第1 通則

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行う特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

(1) 基金事業

基金事業とは、第3に定める特別対策事業を実施することを目的として設置された基金を管理し、運用し、また特別対策事業に充てるために取り崩し等を行うものとする。

(2) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

(3) 基金の設置方法

都道府県は基金を設置するにあたり、次の事項を条例等において規定するものとする。

ア 基金の設置目的

イ 基金の額

ウ 基金の管理

エ 運用益の処理

オ 基金の処分

(4) 基金事業の実施

ア 基金事業計画の作成等

(ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、平成23年度末までに実施する特別対策事業に係る計画（以下「市町村特別対策事業計画」という。）を策定し、都道府県に報告するものとする。

(イ) 都道府県は、平成23年度末までに実施する特別対策事業に係る計画（以下「都

道府県特別対策事業計画」という。)を策定するものとする。

(ウ) 都道府県は、必要に応じ市町村特別対策事業計画及び都道府県特別対策事業計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画(以下「基金事業計画」という。)を策定する。

イ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ、基金から取崩し、支出するものとする。

ウ 基金事業計画の見直し

都道府県は、必要に応じて、基金事業計画を見直すことができるものとする。

なお、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付を受けた額と介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付を受けた額との間の配分については、見直すことはできないものとし、介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金を原資として実施する別記1の事業と別記2の事業の間における配分を変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(5) 事業内容の変更

都道府県は、基金事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 運用益の処理

都道府県は、基金の運用によって生じた運用益について、条例に定めるところにより、当該基金に繰り入れるものとする。

(7) 特別対策事業に係る返還金等の処理

都道府県は、特別対策事業の年度終了後、市町村及び民間事業者からの返還金等があった場合には、国庫に返還する場合を除き、当該基金に繰り入れるものとする。

(8) 事業実施状況の公表

都道府県は、毎年度、上半期、下半期及び決算終了時に、別に定めるところにより、基金事業に係る執行状況を、ホームページ等により、対外的に公表しなければならない。

(9) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(10) 基金の処分の制限

基金（（6）及び（7）により繰り入れた運用益等を含む。）は、第3に定める特別対策事業の実施に充てる場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(11) 事業の終了

ア 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年12月末まで延長することができる。

イ 都道府県は、基金を解散する場合には、別紙様式により解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに保有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

ウ 基金の解散後、基金への返還事由が発生したことにより、なお基金の残余额を有することとなった場合には、国庫に返還しなければならない。

(12) 基金執行状況等報告

都道府県は、毎年度、基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により基金執行状況等報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成23年度の基金執行状況等報告書については、（11）のイによるものとする。

第3 特別対策事業

特別対策事業とは、都道府県に設置された基金を財源の一部又は全部として実施される次の事業とし、各事業における実施の手続き等については、別記1及び別記2による。

(1) 介護基盤の緊急整備等特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業（別記1）

(2) 地域支え合い体制づくり事業（別記2）

(3) (1)及び(2)の事業（以下「基本事業」という。）に係るその他事業

都道府県が、基本事業を円滑に実施するための説明会の開催等を実施することにより、基本事業を推進するための事業をいう。

別紙様式

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 年度介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領
に基づく基金執行状況等報告について

標記について、次のとおり報告するのでよろしくお取り計らい願いたい。

1 資金保管実績

資金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
	円	円	円	円
合計額				

(注) 資金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 基金運用実績

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合 計 額		

(注) 資金の保有形態別に、収入の種類別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業に係る経費

事業区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
	円	円	円	円
合 計 額				

(注) 別添の別記1「介護基盤の緊急整備等特別対策事業及び既存施設のsprinkラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業」及び別記2「地域支え合い体制づくり事業」の事業内容に記載されている事業ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

4 事業実施状況

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	合計	うち上乗せ整備分
小規模特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人
小規模老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人
小規模ケアハウス(特定施設)(※1)	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所
夜間対応型訪問介護ステーション	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	計
特別養護老人ホーム(定員30人以上)	か所	か所	か所	か所
特別養護老人ホーム(定員29人以下)	か所	か所	か所	か所
老人保健施設(定員30人以上)	か所	か所	か所	か所
老人保健施設(定員29人以下)	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所
老人短期入所施設(併設を含む)	か所	か所	か所	か所
有料老人ホーム	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所
施設数計	か所	か所	か所	か所
自動火災報知設備	か所	か所	か所	か所
消防機関へ通報する火災報知設備	か所	か所	か所	か所
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

(3) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

施設種別	22年度	23年度	計
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			
小規模特別養護老人ホーム	か所	か所	か所
小規模老人保健施設	か所	か所	か所
小規模ケアハウス(特定施設)	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所
その他都道府県知事が必要と認めた施設	か所	か所	か所
か所数計	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業			
特別養護老人ホーム	人	人	人
老人保健施設	人	人	人
介護療養型医療施設の改修により転換した施設	人	人	人
ユニット化定員数計	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円
金額計(※2)	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

(4) - ① 地域支え合い体制づくり事業(総括表)

	22年度		23年度		計
	都道府県実施	市町村実施	都道府県実施	市町村実施	
地域の支え合い活動の立ち上げ支援	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容)					
別記2の2(1)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ⑤	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ⑥	有・無	市町村	有・無	市町村	
地域活動の拠点整備	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容)					
別記2の2(2)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ⑤	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ⑥	有・無	市町村	有・無	市町村	
人材育成	千円	千円	千円	千円	千円
(内容)					
別記2の2(3)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
東日本大震災による被災者生活支援	千円	千円	千円	千円	千円
(内容)					
別記2の2(4)ア	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(4)イ	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(4)ウ	有・無	市町村	有・無	市町村	
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

(平成22年度の金額計欄には、東日本大震災による被災者生活支援分は含まない)

(注)「事業内容」各欄には、各欄に該当する取組みを行った市町村数及び都道府県事業として実施の有無を記載すること。

1つの市町村の中で同一の項目に該当する取組みが複数行われた場合も「1」と数えること。

(注)東日本大震災による被災者生活支援について、平成22年度内(平成23年3月11日から平成23年3月31日の間)に執行した分については、平成22年度欄にも再掲すること。

(5)合計

	21年度	22年度	23年度	計
(1)+(2)+(3)+(4)	千円	千円	千円	千円

5 添付資料

(1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本

(2)その他参考となる資料

別記 1

介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

1 特別対策事業

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業

介護基盤の緊急整備特別対策事業は、市町村が住民にとって身近な日常生活圏域を単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に、平成23年度までの3年間に実施する基盤整備事業について作成する面的整備計画に基づき、別添1の1に定める施設等について、都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が整備する事業及び民間事業者が整備する事業に対して、都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

(2) 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業

既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業とは、改正消防法施行令の施行により、平成21年4月より新たにスプリンクラー等の設置が義務付けられた既存の施設等のうち、民間事業者が別添2の1に定める施設等にスプリンクラー設備を整備する事業に対して都道府県が補助する事業及び都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

ただし、施設等の設置主体が地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項にいう地方公共団体である施設に係る事業は対象としないものとする（別添2のイを除く。）。

(3) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

ア 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業とは、別添3の1に定める施設等の耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業に対して、都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が実施する事業及び民間事業者が実施する事業に対して、都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部とし

て市町村が補助する事業をいう。

イ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業とは、民間事業者が設置した別添3の1に定める施設等のユニット化改修に要する経費について都道府県が補助する事業及び都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業、並びに都道府県が設置した別添3の1に定める施設のユニット化改修に要する経費に基金を財源の全部又は一部として充てる事業及び市町村が設置した別添3の1に定める施設のユニット化改修に要する経費に都道府県が補助する事業をいう。

(4) (1) 及び (3) に係るその他事業

都道府県が、(1) 及び (3) の事業を円滑に実施するための説明会の開催等を実施することにより、当該事業を推進するための事業をいう。

2 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

(2) 特別対策事業の対象除外

次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ 設置主体が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項にいう地方公共団体である施設に係る事業（既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業のうち別添2のア及びウに限る。）

カ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業（1の（4）によるものを除く。）

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る補助金の交付申請等

ア 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業に係る補助金の交付申請を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る補助金の交付申請を受けた場合には、当該申請内容がこの要領に定める事項と照らして適正であるか審査を行い、適正と認められた場合に限り、当該市町村に対し補助金の交付を行うものとする。

ウ 都道府県は、イの交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し補助金を交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

ア 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業実施状況報告

市町村は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業の事業実施状況報告を都道府県知事に提出しなければならない。

3 特別対策事業を実施する場合の補助の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 特別対策事業の実施に当たっては、この運営要領に定める内容により行わなければならない。

(2) 都道府県は、特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業に係る歳入及び歳出について証拠種類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(3) 都道府県が実施する特別対策事業の場合

都道府県がこの基金を財源の全部又は一部として特別対策事業を実施する場合には、都道府県に対し次の条件が付されるものとする。

ア 補助対象事業（１の（３）及び（４）に規定する事業）に使用しなければならない。

イ 事業の内容及び事業間の経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 都道府県実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに都道府県実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この都道府県実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

エ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 都道府県実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、都道府県実施事業の完了後においても善良の管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

カ 都道府県がアからオにより付した条件に違反した場合には、都道府県が支出した金額の全部又は一部を国庫に返納させることがある。

（４）都道府県が補助する特別対策事業の場合

都道府県が、民間事業者が実施する事業（以下「都道府県補助対象事業」という。）に対してこの基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、都道府県補助対象事業を実施する者（以下「都道府県補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

ア 補助対象事業（１の（２）及び（３）のイの事業）に使用しなければならない。

イ 都道府県補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、１の（２）と（３）のイの間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

ウ 都道府県補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

エ 都道府県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は都道府県補助対象事業

の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 都道府県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに都道府県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この都道府県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 都道府県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、都道府県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 都道府県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、都道府県知事の定める様式により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、都道府県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

ケ 都道府県補助対象事業者は、都道府県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を都道府県補助事業の完了の日（都道府県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

コ 都道府県補助対象事業者が都道府県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

サ 都道府県補助対象事業者が都道府県補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ 都道府県補助対象事業者が都道府県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ス 都道府県補助対象事業者がアからシにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、都道府県に納付させることがある。

(5) 市町村が実施する特別対策事業の場合

都道府県が、市町村が実施する特別対策事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。

ア 市町村実施事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、1の（1）及び（2）と（3）の間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

イ 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村実施事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事

業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村実施事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ク 市町村実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 市町村がアからクにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、都道府県に納付させることがある。

（6）市町村が補助する特別対策事業の場合

都道府県が、市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。

ア 市町村補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、1の（1）及び（2）と（3）の間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

イ 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

オ 市町村が、市町村補助対象事業に対して都道府県からの補助金を財源の全部又

は一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

- (ア) 市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、1の（1）、（2）、（3）との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- (イ) 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- (ウ) 市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- (エ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (カ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (キ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町

村に納付させることがある。

- (ク) 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (ケ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - (コ) 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (サ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (シ) 市町村補助対象事業者が（ア）から（サ）により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市町村に納付させることがある。
- カ オにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- キ オの（オ）又は（キ）により、市町村補助対象事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ク オの（シ）により、市町村補助対象事業者から市町村へこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- (7) (4) のカ及びク、(5) のオ並びに(6) のキにより付した条件に基づき都道府県補助対象事業者又は市町村から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (8) (4) のス、(5) のケ及び(6) のクにより付した条件に基づき都道府県補助対象

事業者又は市町村から補助金の全部又は一部を納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(9) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

4 補助額の算定方法

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業に係る補助額の算定方法

介護基盤の緊急整備特別対策事業の補助額は、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（厚生労働省老健局長通知）」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」（以下「交付金実施要綱」という。）の第2の(1)から(5)及び第3に準じて算出するものとする。

なお、この場合、第2の(1)中の「今後3年以内」は「平成21年度から23年度までの3年間」と、第2の(5)の(エ)中の「第2欄に定める配分基礎単価の合計額」は「第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。また、算定に当たっては、実施要綱「別表2」ではなく、運営要領の「別添1」を用いるものとする。

また、地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る内容については適用しないものとする。

(2) 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業に係る補助額の算定方法

既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業の補助額は、交付金実施要綱上の第4の(2)のア及びイに準じて作成した整備計画に記載された事業について、別添2の第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額の合計額を交付額とする。

なお、都道府県が都道府県補助対象事業に対して補助金を交付する場合にあっては、事業ごとに算出した額を交付額とするものとする。

(3) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

別添3の第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に

定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(4) (1) 及び (3) の基本事業に係るその他事業

基本事業を円滑に実施するために必要な賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る合計額とする。

5 その他

(1) 都道府県は、都道府県補助事業及び市町村が実施する特別対策事業に係る補助金の補助申請及び補助決定の事務に係る手続き等の実施要綱及び交付要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

介護基盤の緊急整備特別対策事業に係る配分基礎単価

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単 位	4 対 象 経 費
地域密着型サービスの拠点			市町村特別対策事業実施計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（3）のアからカに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模多機能型居宅介護事業所	30,000千円	施設数	
・特別養護老人ホーム	4,000千円	整備床数	
・ケアハウス	4,000千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	30,000千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	10,000千円	施設数	
・夜間対応型訪問介護ステーション	5,000千円	施設数	
老人保健施設	50,000千円	施設数	
介護予防拠点	7,500千円	施設数	
地域包括支援センター	1,000千円	施設数	
生活支援ハウス	30,000千円	施設数	

既存施設の sprinkler 整備特別対策事業に係る交付基準単価

1 区 分	2 交付基準単価	3 単 位	4 対 象 経 費											
<p>スプリンクラー設備</p> <table border="1" data-bbox="245 562 635 893"> <tr> <td data-bbox="245 562 635 707">1,000㎡以上の平屋建ての場合</td> <td data-bbox="635 562 839 707">17千円の範囲内で都道府県知事が定めた額</td> <td data-bbox="839 562 992 893" rowspan="2">対象施設ごと 1㎡あたり</td> <td data-bbox="992 480 1390 1188" rowspan="4"> <p>都道府県特別対策事業実施計画又は市町村特別対策事業実施計画に基づく施設等のスプリンクラー整備等（スプリンクラー設備等と一体的に整備されるものであって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（3）のアからカに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 707 635 893">275㎡以上、1,000㎡未満の場合（275㎡未満の認知症高齢者グループホームに整備する場合を含む。）</td> <td data-bbox="635 707 839 893">9千円の範囲内で都道府県知事が定めた額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 893 635 1038">300㎡未満の認知症高齢者グループホームに自動火災報知設備を整備する場合</td> <td data-bbox="635 893 839 1038">1,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額</td> <td data-bbox="839 893 992 1188" rowspan="2">施設数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1038 635 1188">500㎡未満の認知症高齢者グループホームに消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合</td> <td data-bbox="635 1038 839 1188">300千円の範囲内で都道府県知事が定めた額</td> </tr> </table>	1,000㎡以上の平屋建ての場合	17千円の範囲内で都道府県知事が定めた額	対象施設ごと 1㎡あたり	<p>都道府県特別対策事業実施計画又は市町村特別対策事業実施計画に基づく施設等のスプリンクラー整備等（スプリンクラー設備等と一体的に整備されるものであって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（3）のアからカに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。</p>	275㎡以上、1,000㎡未満の場合（275㎡未満の認知症高齢者グループホームに整備する場合を含む。）	9千円の範囲内で都道府県知事が定めた額	300㎡未満の認知症高齢者グループホームに自動火災報知設備を整備する場合	1,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額	施設数	500㎡未満の認知症高齢者グループホームに消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	300千円の範囲内で都道府県知事が定めた額			
1,000㎡以上の平屋建ての場合	17千円の範囲内で都道府県知事が定めた額	対象施設ごと 1㎡あたり			<p>都道府県特別対策事業実施計画又は市町村特別対策事業実施計画に基づく施設等のスプリンクラー整備等（スプリンクラー設備等と一体的に整備されるものであって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（3）のアからカに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。</p>									
275㎡以上、1,000㎡未満の場合（275㎡未満の認知症高齢者グループホームに整備する場合を含む。）	9千円の範囲内で都道府県知事が定めた額													
300㎡未満の認知症高齢者グループホームに自動火災報知設備を整備する場合	1,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額	施設数												
500㎡未満の認知症高齢者グループホームに消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	300千円の範囲内で都道府県知事が定めた額													
<p>ア 広域型施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 老人保健施設 ・ 養護老人ホーム ・ 老人短期入所施設（併設を含む） <p>イ 地域密着型施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム（定員29人以下） ・ 老人保健施設（定員29人以下） ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 〔275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る〕 <p>ウ 有料老人ホーム 〔主として要介護状態にある者を入居させるものに限る〕</p>														

認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業に係る配分基礎単価

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単 位	4 対 象 経 費
認知症高齢者グループホーム等防災補強改修等支援事業			<p>都道府県特別対策事業実施計画又は市町村特別対策事業実施計画に基づく施設等の防災補強等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（3）のアからカに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模老人保健施設 	13,000千円の範囲内で都道府県知事が定めた額	施設数	
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他介護基盤の緊急整備特別対策事業の対象施設であって、都道府県知事が必要と認めた施設 	6,500千円の範囲内で都道府県知事が定めた額		
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業			
「個室→ユニット化」改修	1,000千円	整備床数	
「多床室→ユニット化」改修	2,000千円	整備床数	
<p>ア 特別養護老人ホームのユニット化</p> <p>イ 老人保健施設のユニット化</p> <p>ウ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム 			

地域支え合い体制づくり事業

1 目的

従来は、高齢者や障害者（児）等の社会的弱者に対して、地域社会が見守り、生活を支えてきたところであるが、単身高齢者・高齢者のみの世帯の急増、親族間・地域社会等との交流が希薄となるいわゆる「無縁社会」が広がりつつあり、社会的弱者が地域で生活し続けられない状況が身近に増えている。

本事業は、自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働（新しい公共）により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げなどを支援することにより、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを目的とする。

併せて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地の救援及び復興段階において避難所や仮設住宅等の高齢者、障害者（児）等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくりの推進を図ることを目的とする。

2 特別対策事業の内容

(1) 地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業

ア 実施方法

地域の市民活動として高齢者や障害者等への福祉サービスを提供する活動を支援するため、自治体、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等の既存組織による新たな取組み及びNPO法人等の設立準備や事務所立ち上げ時に必要となる初度経費に対し助成する。

イ 事業内容

- ① 住民組織やNPO等が実施する地域における高齢者や障害者等への支援を目的とする取組み等の先駆的・パイロット的な事業の立ち上げ支援
- ② 地域における要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳（要援護者マップ）の整備
- ③ 認知症高齢者等の徘徊に対応するため、警察や交通機関等を含め、市民が幅広く参加する徘徊高齢者の搜索・発見・通報・保護や見守りのためのネットワーク（徘徊・見守りSOSネットワーク）の構築
- ④ 地域包括ケアに資する様々な地域資源による連携体制の構築支援

- ⑤ 介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援
- ⑥ その他地域支え合い体制の構築に資する取組みへの支援

(2) 地域活動の拠点整備

ア 実施方法

高齢者や障害者等を支える地域活動の拠点となる施設・組織の整備に必要となる初度経費として建物の改修又は備品の購入等に対して助成する。

イ 事業内容

- ① 訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供や情報共有のためのネットワークやシステムの整備
- ② 地域包括支援センターのサブセンター又はランチセンターの整備
- ③ ①及び②の他、高齢者等の生きがい活動、障害者の地域生活を支える夜間も含めた緊急対応等の地域活動を行う拠点の整備
- ④ 家族介護者の協議会設置等、家族介護者によるネットワーク又は家族介護者支援の拠点の整備
- ⑤ 行政、自治体、民生委員等の様々な地域資源による連携に資する協議会の設置等による協働体制の構築支援
- ⑥ その他地域支え合い活動の拠点となる組織・施設の整備

(3) 人材育成

ア 実施方法

地域において高齢者や障害者等への日常的な支え合い活動を担う人材の育成に必要となる費用に対して助成する。

イ 事業内容

- ① 行政、自治体、民生委員等の様々な地域資源が各々の日常業務の中で高齢者等への声かけや見守りを行うことを目的とする組織（見守り活動チーム）の育成
- ② 訪問介護員等の有資格者のうち、一定期間離職した者に対する再研修
- ③ 地域のインフォーマルサービスの担い手となる生活・介護支援サポーターの養成
- ④ その他地域支え合い体制の構築に資する人材の育成

(4) 東日本大震災による被災者生活支援に係る事業

ア 仮設住宅等における専門職種による相談・生活支援

(ア) 事業内容

仮設住宅等（避難先や在宅を含む。以下同じ。）の要介護高齢者・障害者（児）等の安心した生活を支援するため、専門職種の者による相談や生活支援等を実施する。

(イ) 事業の対象者

東日本大震災により被災した高齢者、障害者（児）等の援護を要する者等（県外避難者に対する支援を含む。）

(ウ) 取組例

- ・ 仮設住宅等の要介護高齢者、障害者（児）等に対する介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 避難所等の障害者（児）に対する精神保健福祉士、職業指導員、児童指導員及び手話通訳者等の専門職種の者による生活支援情報の収集や情報支援
- ・ 避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士、社会福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 緊急避難的に要援護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・ 避難生活が長期化する地域において、会議・宿泊施設等の借上により施設介護サービスの提供をする事業
- ・ 緊急避難的に要援護者を認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム及びケアホーム等（以下、グループホーム等という。）に受け入れ、当該要援護者のうち家賃、食材料費、光熱水費（以下、家賃等という。）の費用負担が困難となった者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行う事業
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

(エ) 留意事項

- a 次に該当する場合には、本事業の対象とはならない。
 - ・ 災害救助費、介護報酬、自立支援給付又は診療報酬等の公的給付を受けてサービス提供を行う場合の公的給付の対象となる費用
- b 被災地の自治体からの要請を受けて仮設住宅等（避難所は含まない。）で活動する専門職種の人件費、旅費、宿泊費及びその他の事業費について、本事業の対象となること。ただし、この場合には、派遣を要請した自治体と派遣を受ける自治体との間で交わされた派遣に係る合意が文書により確認出来るものに限り本事業の対象として認められるものであること。
- c 震災の影響によりグループホーム等の利用に係る家賃等の費用負担が困

難となった者とは、震災により介護保険サービスの利用者負担の免除を受けた者（以下、利用者負担免除者という。）のほか、被災後の家賃等の費用負担が被災前と比較して著しく増加するなど、利用者負担免除者と同等の措置が必要であると市町村が認めた者とする。

また、助成対象となる費用は家賃等の利用者負担額とし、当該利用者の負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を助成するものとする。

イ 仮設住宅等における介護・福祉サービス等の拠点づくり

（ア）事業内容

仮設住宅や避難所等の要介護高齢者・障害者（児）等の安心した生活を支援するため、総合相談、デイサービス、訪問サービス、生活支援サービス等を包括的に提供するサービス拠点を設置する。

（イ）事業の対象者

東日本大震災により被災した高齢者、障害者（児）等の援護を要する者等（県外避難者に対する支援を含む。）

（ウ）サポート拠点の機能

仮設住宅における介護等のサポート拠点の機能は以下の通りである。

なお、サポート拠点の機能は、地域の実情に応じて、様々に組み合わせて行うことが可能である。

i 総合相談（LSA（生活援助員）、心のケア等）

（参考）LSAの行うサービスの内容

- ・ 生活指導・相談
- ・ 安否の確認
- ・ 一時的な家事援助
- ・ 緊急時の対応
- ・ 関係機関等との連絡
- ・ その他日常生活上必要な援助

ii デイサービス

iii 訪問サービス（訪問介護、訪問看護等）

iv 地域交流サロン

v 配食サービス

vi 被災地域におけるボランティア活動の拠点

vii その他要介護高齢者・障害者（児）等の安心した生活の支援に資する機能

（エ）留意事項

a 介護等のサポート拠点の設置は、仮設住宅の集会所等を活用するほか、仮設住宅を改修し相談室やデイサービス等を付帯施設として設置、新たに仮設施設等の簡易に設置・取り壊しが可能な建物を設置、近隣の賃貸スぺ

一スを活用等、地域の実情を踏まえた設置手法が認められること。

なお、新たに仮施設等を設置する場合において、簡易に設置・取り壊しが可能な建物以外の建物の設置は認めない。

b 仮設住宅における介護・福祉サービスの拠点は、仮設住宅に居住する期間において一時的に整備する施設であるが、当然のことながら、この間、利用者の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分に考慮し、運営に著しい支障が生じないように配慮すること。

c 仮設住宅における介護等のサポートの拠点の設置にあたっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。なお、当該拠点について、建築基準法第85条第2項に定める「公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」としての同項の適用の可否については、あらかじめ特定行政庁と協議しておくことが望ましい。

d ii 及び iii の機能は、介護保険法に基づく指定事業所として運営する又は一般の福祉事業として運営する場合とが想定されること。このうち、介護保険法に基づく指定事業所として運営する場合には、介護報酬の対象となる費用については本事業の対象とならない。

また、介護保険法に基づく指定事業所として整備する場合には、関係法令を遵守すること。

e 医師または歯科医師による診療機能（仮設診療所）との連携を図るため、介護等のサポート拠点の設置にあたっては、仮設診療所の設置場所等を考慮することが望ましいこと。

f 介護等のサポート拠点の運営にあたっては、地域包括ケアシステムの構築も念頭に置いて、地域、行政、医療・介護事業者、企業等の関係機関による連携を図るためネットワークの構築に努めること。また、地域住民相互の支え合いによる生活支援体制の構築を支援するため、自治会や自立した高齢者等が活動する拠点として提供することや、組織化を支援すること等に取り組むことが望ましいこと。

ウ その他、特に被災地の高齢者等の生活の復興に資すると認められる事業

(5) (1) から (4) の基本事業に係るその他の事業

(1) から (4) の事業を円滑に実施するために都道府県において必要となる賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に対し助成する。

3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の実施主体

特別対策の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、都道府県知事が適当と認める団体への委託、補助又は助成により事業を実施することが出来るものとする。

(2) 特別対策事業の対象除外

次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業

エ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る補助金の交付申請等

ア 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業に係る補助金の交付申請を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る補助金の交付申請を受けた場合には、当該申請内容がこの要領に定める事項と照らして適正であるか審査を行い、適正と認められた場合に限り、当該市町村に対し補助金の交付を行うものとする。

ウ 都道府県は、イの交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し補助金を交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

ア 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業実施状況報告

市町村は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業の事業実施状況報告を都道府県知事に提出しなければならない。

4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

ア 助成対象事業（2に規定する事業）に使用しなければならない。

イ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵

省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良の管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 特別対策事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

カ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 都道府県が市町村が行う特別対策事業に対して助成する場合

ア 特別対策事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 特別対策事業を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特別対策事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

エ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない

オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはな

らない。

ク 特別対策事業を行う者がアからキにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を取り消し、都道府県に納付させることがある。

(3) (2) のオにより付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(4) (2) のクにより付した条件に基づき市町村から補助金の全部又は一部を納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

5 補助基準額及び算定方法

(1) 特別対策事業の補助基準額及び対象経費は別添に定めるところによるものとする。

(2) 特別対策事業の補助額は、次により算出する。

なお、別添の第1欄に定める区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 事業を締結する単位ごとに、別添の第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費からその他の収入額(寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② 別添に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。

③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額を助成額とする。

(3) 2(4)の事業に係る実支出額については、平成23年3月11日以降の支出額を計上して差し支えないこと。

6 その他

(1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

(3) 都道府県及び市町村は、特別対策事業の実施にあたっては、事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、管内の地域住民、高齢者や障害者その家族等当事者の意見を代表する者、医療関係者、介護・福祉事業関係者、行政担当者等を構成員とする協議会を設置する等により、地域の実情を踏まえた取組みとなるよう努めること。

別添

地域支え合い体制づくり事業に係る補助基準額及び対象経費

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
別記2の2(1) イ①の事業	1事業あたり 3,500千円以内	別記2の2(1)イ①の事業の実施に必要な報酬、賃金、 共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用 料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2(1) イ②の事業	1事業あたり 5,000千円以内	別記2の2(1)イ②から⑤の事業の実施に必要な報酬、 賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交 付金
別記2の2(1) イ③の事業		
別記2の2(1) イ④の事業		
別記2の2(1) イ⑤の事業		
別記2の2(2) の事業	1拠点あたり 1,000千円以内 (地域包括支援セン ターのサブセンタ ー又はプラントセ ンターを整備する 場合には1拠点あ たり2,000千円以内)	別記2の2(2)の事業の実施に必要な報酬、賃金、共 済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料 及び賃借料、工事請負費及び備品購入費
別記2の2(1) イ⑥の事業	都道府県知事が 定めた額	別記2の2(1)イ⑥、(3)及び(4)ウの事業の実施 に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入 費及び補助及び交付金
別記2の2(3) の事業		
別記2の2(4) ウ事業		

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
<u>別記2の2(4)7の事業</u>	<u>都道府県知事が認めた額</u>	<u>別記2の2(1)4アの事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金</u>
<u>別記2の2(4)イの事業</u>	<u>都道府県知事が認めた額</u>	<u>別記2の2(4)イの事業の実施に必要な費用として、次に定めるもの</u> <u>(新規の仮施設の整備)</u> <u>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</u> <u>(既存の仮施設の改修による整備)</u> <u>既存建物を借り上げてサポート拠点に必要な設備整備及び改修整備に係る費用</u> <u>(賃貸物件によるサポート拠点の整備)</u> <u>既存建物を借り上げてサポート拠点を設置し、事業を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料(敷金は除く。)、設備整備及び改修整備等に係る費用</u> <u>(サポート拠点の運営)</u> <u>サポート拠点の運営に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金</u>
別記の2の2(5)の事業	都道府県知事が定めた額	別記2の2(5)の事業の実施に必要な報酬、賃金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費